

保護者の皆様へ

保育園・認定こども園等の

適正利用にご協力ください

●保育園・認定こども園等は…

お仕事などで、ご家庭での保育が難しいお子さんを保護者に代わって保育する場所です。



●ご家庭で保育できる日や時間には…

お子さんと過ごす時間を大切にしましょう。

お仕事がお休みの日には、早めのお迎えをするなど、お子さんと過ごす時間を確保しましょう。家庭での会話やスキンシップをとることで、お子さんの情緒が育まれ、心身の成長に繋がります。

保護者の皆様に具体的にお願いしたいこと

保育園・認定こども園等は、原則、認定された保育要件以外の理由で利用することはできません。また、認定された保育の必要量(短時間8時間、標準時間11時間)は最大の利用時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です(例:就労の場合は「勤務時間+通勤時間」)。

次のようにご利用いただくよう、可能な範囲で早めのお迎えにご協力ください。

① お仕事帰りのお買い物について

⇒ 保育園等のお迎え後に行きましょう。

② きょうだいの習い事の送迎や行事について

⇒ 習い事の送迎や行事の参加を理由に保育園等を利用することはできません。

③ 土曜日に父母どちらかのお仕事がお休みの場合

⇒ 原則、ご家庭での保育にご協力ください。

④ 育児休業中の場合

⇒ 育児休業中に上のお子さんを預けている方は、時間内での早めのお迎えにご協力をお願いします。

※保育園等は原則認定された保育要件以外ではご利用できませんが、保護者の方の通院や、やむを得ない事情等がある場合は例外的に保育園等の利用が可能ですので、その場合は園にご相談ください。なお、その際はなるべく短時間の保育の利用にご協力ください。

保護者の皆様に知っていただきたいこと

○保育士の仕事のこと

保育士といえば、子どもと一緒に楽しく遊んでいるイメージが強いのではないのでしょうか？

実は、保育士は、子どもと関わる以外にもさまざまな仕事を担っています。

例えば…

- 子どもが意欲的に生活や遊びに取り組めるように、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、会議で振り返るなど、お子さんの成長に合わせた保育が提供できるよう日々工夫しています。
- 子どもたちが活発に遊び、安心して過ごせるような環境を整えています。
 - ・日々の保育内容の計画、実施、振り返り
 - ・玩具の補修
 - ・室内、トイレなどの清掃、消毒作業
 - ・花壇や畑作りなどの環境整備
 - ・園庭清掃、園庭遊具の点検 など、様々な仕事があります。

○保育士が不足していること

- 保育園等には保育士の配置基準があり、在籍園児数にあわせて保育士を配置する必要があります。
- 保育時間が11時間と長く、特に朝夕の時間帯は保育士の確保が難しくなっています。保育士等が長時間勤務することで延長保育に対応している場合が多くなっています。
- 皆様から少しずつご協力をいただくことで、より充実した保育につなげることができます。

○保育の費用に関すること

- 3歳未満児の保護者の皆様には、保育料として保育に関する費用の一部をご負担いただいております。しかし保育園等の運営は、その多くが公費(税金)でまかなわれています。
- 保育園等は、原則認定された保育要件でのご利用になります。
「保育料を支払っている」=「いつでも保育園等を利用できる」ということではありません。



様々な方の協力があり保育が成り立っています。保護者の皆様に保育園等の適正利用にご協力いただくことは、園で過ごすお子様のより安全で安心な保育に繋がります。各ご家庭において様々な事情があることと承知しておりますが、あらためて、ご理解とご協力をお願いいたします。